

全駐在員管理サービスの
ワンストップ・ソリューション

expatriaのカタログを
ダウンロードはこちらスキャン



+91-95991-98955

お問い合わせください

enquiry@expatria.in

ようこそ

9

2023 SEP VOL. 104

無料

YOKOSO

毎月1回30日発行

2023年9月5日発行

第9巻第9号 北インド版

今月の特集

クシナガラとサールナート情報



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン



昨日の私より、
今日の私が好き

**FORMULA
GROUP**
Mobility Managed.®



松田博司

日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



マナン・アガルワル

(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com

帰国駐在員 インドから日本への駐在員必見情報

海外生活を終えて母国に戻るには、重要な書類手続きやルールに従わなければなりません。インドから日本に帰国する駐在員の方は、帰国がスムーズにいくように、また正しい法律に従うために知っておくべき重要なことがあります。

以下の点を考慮し手続きを進めましょう。

1. 納税者番号 (PAN) ・ 所得税申告書 (ITR)

「PANとは、Permanent Account Number (納税者番号) の略です。税務上、インドの個人、企業、団体に割り当てられる固有の識別番号です。インドでの任期を終えて日本に帰国する駐在員は、所得税当局にPAN放棄の法的義務はありません。しかし、インド政府に報告する所得がない場合は、PANを放棄することをお勧めします。

駐在員が会計年度中 (インド滞在中) にインドで収入を得た場合、インドで所得税申告書 (ITR) を提出する必要があり、この手続きには有効なPANが必要であることに注意が必要です。

2. デジタル署名 (DSC) の有効性:

デジタル署名 (DSC) を所持している駐在員は、その有効期間が通常2〜3年であることに注意すべきです。この期間を過ぎると、DSCは自動的に失効します。(トークンから署名を削除することで、DSCサービスを直ちに停止することもできます)

3. 取締役識別番号 (DIN) およびインド会社取締役資格:

取締役識別番号 (DIN) を保有し、インド法人の取締役を務める駐在員は、毎年Form DIR-3 KYC (提出期限9月30日) を記入しなければなりません。この書式は取締役の身元と住所を確認するものです。この義務は日本に帰国しても継続され、インド法人での取締役としての役割を維持することができます。

しかし、現在または将来インド企業の役員になる予定のない駐在員は、DINを放棄することができます。(放棄のプロセスにつきましてはお問い合わせください)

4. 租税公課異議なし証明書 (NOC)

所得税当局から異議なし証明書 (NOC) を取得することは、日本に帰国する駐在員にとって不可欠



なステップです。この証明書は、インドで納税義務がないことを証明するものです。所得税当局から異議なし証明書(NOC)を取得するためには、駐在員は必要書類を添付して関係当局に申請しなければなりません。なお、この証明書を取得するためには航空券の購入が必須となります。

5. 外国人登録(FRRO)証明書:

駐在員は外国人登録事務所(FRRO)証明書の抹消手続きを行う必要はありません。その代わり、インドを出国する際に入国管理局のカウンターへFRRO証明書を渡します。この合理化された手続きにより、帰国駐在員の出国手続きが簡素化されています。

結論

インドから日本への帰国には一連の行政手続きが必要であり、駐在員は規制を遵守し、手間をかけずに帰国できるよう、十分な知識を身につける必要があります。納税者番号(PAN)、所得税申告書(ITR)、デジタル署名(DSC)、取締役識別番号(DIN)、租税公課異議なし証明書(NOC)、外国人登録(FRRO)の手続きを理解することで、駐在員はよりスムーズで効率的な帰国の旅をすることができます。

私たちのサポート

- インドでの納税者番号(PAN)取得/放棄
- インドでの取締役識別番号(DIN)取得/放棄
- インドにおける外国人登録(FRRO)の取得/更新
- インドでの所得税申告書(ITR)の提出
- インドでの租税公課異議なし証明書(NOC)の取得
- その他の法的手続き(必要な場合)

備考

この記事は、一般的な性質の情報を含んでいます。この情報は一般的なガイダンスに過ぎず、いかなる形でも専門家のアドバイスの代用となるものではありません。読者の皆様が弊社からの具体的なアドバイスを必要とされる場合は、別途弊社までご連絡ください。

クレイマンに関しまして

KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士(CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。

